平成２５年（フ）第７４号
仙台市宮城野区榴岡３丁目９番15―905号
債務者　大瀬　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目31番13号　パークサイドレジデンス103
債務者　佐々木秀樹
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
仙台市宮城野区小鶴１丁目１番22号　第２燕嶺ハイツ202
債務者　佐々木恒悦
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
仙台市若林区かすみ町２番59号　かすみレジデンス201
債務者　熊谷　清美
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７９号
神戸市北区唐櫃台１丁目14番３号、従前の住所神戸市灘区深田町３丁目２番14―1001号
債務者　新田　　実
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４号
神戸市垂水区高丸５丁目５番１―105号
債務者　佐野　美穂
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目８番21号　山本ハイツ206号
債務者　松田賢哲こと　金　　賢哲
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目８番21号　山本ハイツ206、前住所兵庫県尼崎市築地２丁目２番11号
債務者　松田　美鈴
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４０号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目46番２号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目12番31号
債務者　コーヨー電工こと　甲斐　喜拡
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番１―102号
債務者　大寺　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４号
長野県木曽郡上松町本町通り４丁目３番地
債務者　細川　孝嗣
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５２号
長野県松本市並柳３丁目22番20号　クリエ並柳204号室
債務者　野原　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２号
長野県飯田市龍江2431番地18
債務者　松島　進一
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９１号
鳥取県米子市上福原1329番地48
債務者　林　　英明
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県筑後市大字熊野1194番地４
債務者　末永　暢之
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１４５号
北九州市若松区白山１丁目９番61―401号
債務者　斧　　一春
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県尼崎市東本町２丁目32番地アヴェニール高田801号
債務者　藤原都志子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係